

B 1 - 5 4

5 年 保 存 (常)
(令 和 9 年 12 月 31 日 まで)

F N . B 1 - 1 0 - 0

鹿 生 企 7 9 号

令 和 4 年 3 月 1 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 銃刀・危険物係 電話

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の運用，事務取扱要領について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定に基づき鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う猟銃及び空気銃の取扱い等の講習については，猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（平成22年鹿児島県公安委員会規則第6号。以下「旧規則」という。）のほか，「猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の運用，事務取扱要領等について（通達）」（平成27年11月9日付け鹿生企第515号）及び「初心者講習申込みの受理時における留意事項について（通達）」（令和2年5月18日付け鹿生企第179号）（以下これらを総称して「旧通達」という。）により運用してきたところであるが，銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴い，猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（令和4年鹿児島県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）が公布されたことを受け，下記のとおり運用等の改正を行ったので，事務処理上誤りのないようにされたい。

なお，この通達は令和4年3月16日から施行し，旧通達は令和4年3月15日限り廃止する。

記

1 旧規則の改正理由

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み，これによる危害の発生を防止するため，法の一部が改正され，クロスボウを所持禁止の対象とするとともに，都道府県公安委員会によるクロスボウの所持許可等に係る規定が整備され，公安委員会が行う講習にクロスボウの取扱いに関する講習が追加されたことに伴い，旧規則の改正が行われたものである。

2 規則の解釈及び運用上の留意事項

(1) 講習受講対象者（規則第2条関係）

この講習は，受講対象者の猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の有無に

より講習効果を高めるため、次の区分により実施する。

ア 猟銃等経験者

規則第2条第1号に規定する対象は、法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者（以下「猟銃等経験者」という。）である。

したがって、所持許可の失効等により、現に猟銃又は空気銃を所持していない者は、原則として対象とならないが、猟銃の所持の許可を受けていた者のうち、法第5条の2第3項第2号（震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者で、同号の要件を満たすもの）又は第3号（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により許可の更新を受けることができなかった者で、同号の要件を満たすもの）については、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）第17条第3項の規定により、猟銃等経験者の受講対象者に含まれることに留意すること。

イ 猟銃等初心者

規則第2条第2号に規定する対象は、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者で、規則第2条第1号に掲げるもの以外の者（以下「猟銃等初心者」という。）である。

ウ クロスボウ経験者

規則第2条第3号に規定する対象は、法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者（以下「クロスボウ経験者」という。）である。

エ クロスボウ初心者

規則第2条第4号に規定する対象は、法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者で、規則第2条第3号に掲げるもの以外の者（以下「クロスボウ初心者」という。）である。

クロスボウ初心者には、法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者のうち、法第9条の16第1項の規定によるクロスボウの射撃資格の認定を受けようとする者も含まれることに留意すること。

オ 技能講習者

規則第2条第5号に規定する対象は、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者で、新たに猟銃の所持の許可を受けようとするもの又は猟銃の所持の許可の更新を受けようとするもの（以下「技能講習者」という。）である。

カ 年少射撃資格者

規則第2条第6号に規定する対象は、法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者（以下「年少射撃資格者」という。）である。

(2) 講習会の開催等（規則第3条、第4条及び第8条関係）

ア 講習日時等の指定及び実施方法等

規則第3条は、講習会の開催日時、場所、回数等について、規則第4条は、講習会の公表について、規則第8条は、講習科目、時間及び実施者等について、それぞれ

れ規定しており、その運用等については次のとおりとする。

(ア) 猟銃等経験者及び猟銃等初心者に対する講習会の開催

猟銃等経験者に対する講習会（以下「猟銃等経験者講習会」という。）及び猟銃等初心者に対する講習会（以下「猟銃等初心者講習会」という。）については、規則第3条第1号及び第2号並びに規則第8条第3項の規定により、開催月の警察署において、開催場所を管轄する警察署長（以下「講習実施警察署長」という。）が、開催日時等を指定して実施することとなる。

講習会の開始時間については、原則として開催日の午前9時からとする。

規則第4条第1号の規定により、生活安全企画課長又は生活安全部管理官（以下「課長等」という。）は、講習会の開催日時等について、開催日の20日前までに県警察のウェブサイトに掲載して公表することとなることから、講習実施警察署長は、あらかじめ講習の一部を委託する者等と日程調整の上、開催日のおおむね一月前までに開催日時等を指定し、速やかに各警察署長及び課長等に通知すること。

(イ) クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対する講習会

クロスボウ経験者に対する講習会（以下「クロスボウ経験者講習会」という。）及びクロスボウ初心者に対する講習会（以下「クロスボウ初心者講習会」という。）については、規則第3条第3号及び第4号並びに規則第8条第3項の規定に基づき、開催月の警察署において、講習実施警察署長が、日時等を指定して実施することとなる。

講習会の開始時間については、原則として開催日の午前9時からとする。

当該講習会における講義については、当面、生活安全企画課生活安全許可センター（以下「許可センター」という。）の職員に行わせることから、講習実施警察署長は、あらかじめ課長等と日程調整の上、開催日のおおむね一月前までに開催日時等を指定し、速やかに各警察署長及び課長等に通知すること。

また、当該通知を受けた課長等は、規則第4条第1号の規定により、当該講習会の開催日時等について、開催日の20日前までに県警察のウェブサイトに掲載して公表するものとする。

(ウ) 技能講習者に対する講習会

技能講習者に対する講習会（以下「技能講習会」という。）については、規則第3条第5号及び第8条第2項の規定により、課長等において、射撃場の使用可能日及び受講対象者数について、あらかじめ教習射撃場の管理者と協議の上、開催日時及び受講可能者数を決定するものとする。

また、規則第4条第2号の規定により、課長等は、当該講習会の実施計画を策定した場合は、各警察署長に通知するとともに、実施計画を策定した都度、県警察のウェブサイトに掲載して公表するものとする。

(エ) 年少射撃資格者に対する講習会

年少射撃資格者に対する講習会（以下「年少射撃資格者講習会」という。）については、規則第3条第6号及び第8条第2項の規定により、課長等は、受講希望者の有無等を考慮し関係射撃競技団体等と協議の上、開催日時及び開催場所を

決定して実施するものとする。

また、規則第4条第2号の規定により、課長等は、当該講習会の実施計画を策定した場合は、各警察署長に通知するとともに、当該講習会の開催日時等について、開催日の20日前までに、県警察のウェブサイトに掲載して公表するものとする。

イ 講習会の日時の変更等

規則第3条第1項ただし書きの規定における「講習会の開催について、指定した日時、場所等において開催できない特別な理由」としては、震災、風水害、感染症の拡大、その他の事情で会場が確保できない場合等が考えられる。

回数の変更とは、受講申込者がいないときの講習会の中止、時期的な受講申込者の集中による指定日以外の随時開催等の措置をいう。

(3) 講習会の申込み（規則第5条関係）

講習受講申込書、技能講習受講申込書及び年少射撃資格講習受講申込書（以下これらを総称して「申込書」という。）を受理した警察署長（以下「受理警察署長」という。）は、申込書の記載事項が、真実と相違ないかを審査すること。

また、申込書を受理する際には、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額の手数料を徴収すること。

(4) 講習会の通知（規則第6条関係）

課長等又は講習実施警察署長は、講習会の開催日程等に変更が生じた場合は、速やかに受理警察署長と連携して、申込書を提出した者に対し、その旨を通知すること。

(5) 講習の科目等（規則第8条関係）

本条は、受講対象者別の講習会の科目及び時間を規定したものである。

なお、講習は、講習用読本等のテキストを使用して行うこと。

(6) 講習修了証明書の交付（規則第9条関係）

ア 講習修了証明書番号

講習修了証明書番号は、署（開催警察署）別コードに暦年毎の一連番号、技能講習修了証明書番号は、署（受理警察署）別コードに暦年毎の一連番号（8000番台）及び年少射撃資格講習修了証明書番号は、県別コード、西暦下2桁に暦年毎の一連番号とする。

イ 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習課程を修了した者に対し、講習終了後、速やかに交付すること。ただし、技能講習修了証明書にあっては、技能講習記録表を確認した後に交付するものとする。

(7) 講習実施の委託（規則第10条関係）

ア 課長等による講習実施の委託（規則第10条第1項及び第2項関係）

(ア) 技能講習会における講習実施の委託

法第5条の5第4項の規定により、技能講習会を実施する課長等は、当該講習会に関する講習の事務の一部を、当該講習に係る種類の猟銃に係る教習射撃場を管理する者に委託して行わせることができるとされたものである。

技能講習会に関する事務のうち教習射撃場を管理する者に委託できる事務の範

囲については、施行令第23条の規定により、講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外の事務となる。

(イ) 年少者射撃資格者講習会における講習実施の委託

法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第4項及び施行令第31条の規定により、課長等は、年少者射撃資格者講習会における「空気銃の使用の方法に関する講習」について、空気銃による適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行うことができることとされたものである。

国家公安委員会が指定するもの（団体）の地方加盟団体として、当県には鹿児島県ライフル射撃協会が存在することから、課長等は、同協会の会員のうち、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第11号）第1条第2項第2号の規定により、講師として国家公安委員会に届け出た者の中から適任者を選考して委託するものとする。

イ 講習実施警察署長による講習実施の委託（規則第10条第3項及び第4項関係）

(ア) 猟銃等初心者講習会及び猟銃等経験者講習会における講習実施の委託

法第5条の3第4項及び施行令第19条の規定により、講習実施警察署長は、猟銃等初心者講習会及び猟銃等経験者講習会における「猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習」について、猟銃又は空気銃による適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができるとされたものである。

国家公安委員会が指定するもの（団体）の地方加盟団体として、当県には鹿児島県猟友会、鹿児島県クレー射撃協会及び鹿児島県ライフル射撃協会が存在することから、これらの団体の会員の中から適任者を選考して委託するものとする。

(イ) クロスボウ初心者講習会及びクロスボウ経験者講習会における講習実施の委託

法第5条の3の2第4項及び施行令第19条の4の規定により、講習実施警察署長は、クロスボウ初心者講習会及びクロスボウ経験者講習会における「クロスボウの使用、保管等の取扱いに関する講習」について、クロスボウによる適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができるとされたものである。

ただし、現時点においては、国家公安委員会が指定するものが存在しないことから、当面、講習実施の実施の委託は行わず、警察職員のみで実施することとなる。

ウ 講習実施の委託期間等（規則第10条第5項、第6項及び第7項関係）

規則第10条第5項は、講習実施の委託後における事情変化に応じた適正な運用がなされるよう当該委託期間は3年以内とされ、被委託者が同条第1項から第4項までに規定する委託の対象でなくなった場合など必要があると認めるときは、委託期間の満了前に当該委託を解除することができることとされたものである。

エ 講習会の講師（規則第8条及び第10条関係）

講習会の講師は、規則第8条第2項及び第3項に規定する各科目ごとに、次によ

るものとする。

(7) 技能講習会

- a 公安委員会が直接実施する場合
許可センターの銃刀・危険物担当者
- b 教習射撃場に委託して実施する場合
教習射撃場の教習射撃指導員

(イ) 年少射撃資格者講習会

- a 空気銃の所持に関する法令
許可センターの銃刀・危険物担当者
- b 空気銃の使用の方法
講習実施の委託を行った講師又は(イ)のaに掲げる講師

(ウ) 猟銃等経験者講習会及び猟銃等初心者講習会の講師

- a 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
開催警察署の生活安全担当課長，課長代理又は銃砲等許可等事務担当者
- b 猟銃及び空気銃の使用，保管等の取扱い
講習実施の委託を行った講師又は(ウ)のaに掲げる講師

(エ) クロスボウ経験者講習会及びクロスボウ初心者講習会の講師

- a クロスボウの所持に関する法令
許可センターの銃刀・危険物担当者
- b クロスボウの使用，保管等の取扱い
許可センターの銃刀・危険物担当者

(8) 講習用銃砲等の取扱いについて

講習用銃砲等の取扱いについては，次によるものとする。

- ア 保管管理及び取扱責任者は，警察本部にあっては，銃刀・危険物担当課長補佐，警察署にあっては，生活安全担当課長とする。
- イ 講習用銃砲等は，銃砲等保管庫に施錠して保管し，盗難，亡失等のないよう留意すること。

3 考査の基準及び方法

規則第8条第4項の規定による講習会の受講者に対する考査の基準及び方法は，次のとおりとする。

(1) 猟銃等経験者講習会及びクロスボウ経験者講習会

- ア 考査の問題は，当該講習会で使用したテキストから出題することとし，その出題数は10問とする。
- イ 考査時間は，10分間とする。ただし，考査時間は，規則第8条第3項に規定する講習時間には含まないものとする。
- ウ 考査の合否判定は行わないが，正答数の少ない者及び正答率の低調なものについては，知識の醸成及び事故・違反防止を考慮したアドバイス等を個人又は全員に対して行うこと。

(2) 猟銃等初心者講習会及びクロスボウ初心者講習会

- ア 考査の問題は，当該講習会で使用したテキストから出題することとし，その出題

数は50問の正誤式とする。

イ 考查時間は、1時間とする。ただし、考查時間は、規則第8条第3項に規定する講習時間には含まないものとする。

ウ 配点方法については、1問1点とする。

エ 合格基準は、50点満点のうち、おおむね45点以上とする。

(3) 技能講習会

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号）の規定により行う。

(4) 年少射撃資格講習会

ア 考查の問題は、当該講習会で使用したテキストから出題することとし、その出題数は50問の正誤式とする。

イ 考查時間は、1時間とする。ただし、考查時間は、規則第8条第3項に規定する講習時間に含まないものとする。

ウ 配点方法については、1問1点とする。

エ 合格基準は、50点満点のうち、おおむね35点以上とする。

4 運用上の留意事項

(1) 講習会の申込み受理時の対応について

猟銃等初心者講習及びクロスボウ初心者講習の受講を希望する者が、法第5条の4第1項ただし書に規定する者（以下「基準該当者」という。）に該当する場合には、猟銃等又はクロスボウの所持の許可を受けることができないが、法上は初心者講習の受講に当たって基準該当者に当たるかどうかを確認することとはされていないので、初心者講習の受講希望者に対しては、受講申込書を直ちに交付するとともに、基準該当者に当たるかどうかについての確認は、猟銃にあっては法第5条の4第1項の技能検定又は法第9条の5第1項の射撃教習の申請、空気銃又はクロスボウにあっては法第4条第1項第1号の所持許可の申請があった時点で確実にを行うこと。

なお、初心者講習の受講希望者に対しては、基準該当者に当たる場合には、初心者講習を受講しても猟銃等又はクロスボウの所持の許可を受けることができない場合があることを説明すること。

(2) 改正法の経過措置への対応について（規則の附則（経過措置2）関係）

改正法の附則において、改正法の施行の際（令和4年3月15日時点）現にクロスボウを所持している者（以下「特定クロスボウ所持者」という。）が、改正法の施行の際現に所持するクロスボウについて、同法の附則第2条第2項に規定する経過期間内（令和4年3月15日から令和4年9月14日まで）に、標的射撃等の用途に供するため改正法附則第3条第1項の規定による所持の許可の申請を行う場合は、クロスボウ初心者講習の受講義務が一時的に免除される。ただし、同法附則第3条第3項及び第4項の規定により、当該申請に対する許可の処分を受けた者については、当該許可を受けた日から起算して6月を経過する日までに、クロスボウ初心者講習を受講し、講習修了証明書の交付を受けることができなかった場合は、許可を取り消すものとされていることから、当該申請を希望する特定クロスボウ所持者に対しては、これらの手続

等について確実に教示すること。